

船舶事故調査報告書

平成27年11月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年10月25日 08時45分ごろ
発生場所	静岡県焼津市焼津港東方沖 焼津港小川外港南防波堤灯台から真方位058° 750m付近 （概位 北緯34° 51.46′ 東経138° 20.30′）
事故調査の経過	平成26年10月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ^{げん} 源、5トン未満 242-13574 静岡、個人所有 6.27m (Lr) × 2.35m × 1.01m、FRP ガソリン機関、66.2kW、平成元年4月 B プレジャーボート ^{はやと} 隼人号、5トン未満 242-23201 静岡、個人所有 5.58m (Lr) × 1.98m × 0.90m、FRP ガソリン機関、51.5kW、平成10年7月
乗組員等に関する情報	船長A 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年9月26日 免許証交付日 平成23年12月1日 （平成29年9月25日まで有効） 船長B 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成11年9月2日 免許証交付日 平成26年8月22日 （平成32年3月23日まで有効） 同乗者B ₁ 男性 66歳
死傷者等	A なし B 重傷 1人（同乗者B ₁ ）
損傷	A 船底に凹損及び擦過傷 B 右舷船首部に凹損及び擦過傷、船首左舷側ハンドレールに曲損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、平成26年1

	<p>0月25日06時00分ごろ静岡県焼津市の焼津港第1ふ頭北岸壁を発し、焼津港の東方沖で移動しながら釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、当日3か所目の釣り場で錨泊していたとき、A船の南東方沖で錨泊しながら釣りをを行うB船を認めた。</p> <p>A船は、抜錨して次の釣り場へ移動を開始し、一旦東進したのち右転して南進したところ、08時45分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、B船の船首付近に乗り上げた状態となったので、付近にいた他船に引っ張ってもらい、B船から離れた。</p> <p>船長Aは、負傷した同乗者B₁をA船に乗せ、焼津港内の小川漁港に向かい、同乗者B₁を病院に搬送した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B₁ほか1人を乗せ、小川漁港を発したのち、06時30分ごろ同漁港北東方沖に到着して錨泊し、船首を東北東方に向け、船長Bが船尾で、同乗者B₁が船首で、他1人が船尾でそれぞれ立って釣りを行っていた。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷船首70°50m付近に南進するA船を認めたが、仲間の船が接近するものと思い、釣り竿の様子を見ていたところ、至近に迫ったA船に気付いたものの、どうすることもできず、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、排水しながら、自力航行で小川漁港に向かった。</p> <p>同乗者B₁は搬送先の病院で右大腿骨骨折と診断された。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、平成14年ごろ、A船を友人から譲り受けたのち趣味の釣りに使用し、本事故発生場所付近での航行経験は豊富であった。</p> <p>船長Aは、次の釣り場へ移動中、一旦東進したのち右転して南進を開始したので、B船の沖側を通過できるものと思い、左舷側を向いて同乗者の1人と会話をしながら操船していた。</p> <p>船長Bは、平成10年にB船を購入したのち操縦免許を取得して趣味の釣りに使用し、本事故発生場所付近での航行経験は豊富であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、焼津港東方沖において、釣り場を移動しようと南進中、同乗者と会話をしている船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向けて航行していることに気付かずに南進を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Aは、南東方で錨泊しているB船を視認していたが、次の釣り場へ移動する際に一旦東進したことから、B船の沖側を通過できるものと思い、同乗者と会話をしていたものと考えられる。</p> <p>B船は、焼津港東方沖において、釣りをして錨泊中、南進するA船を認めたものの、仲間の船が接近して来るものと思い、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、焼津港東方沖において、A船が釣り場を移動しようと南進中、B船が釣りをして錨泊中、船長Aが、B船の沖側を通過できるものと思い、同乗者と会話をしている船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、南進するA船を認めたものの、仲間の船が接近して来るものと思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂泊又は錨泊して釣りをを行う場合、他のプレジャーボートの動きにも注意し、接近する他船に危険を感じたら、衝突を避けるための措置をとれるよう心掛けておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

